テーマ０　オリエンテーション

理論：重要度　－
計算：重要度　－

これから税理士試験における財務諸表論の学習を始めていくことになるが、この財務諸表論とはどのようなものか、その概要をみていくこととする。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	レギュラーコース	完結・速修コース
1	税理士試験と財務諸表論	No.１第１回	No.１第１回
２	財務諸表論の学習内容	No.１第１回	No.１第１回
３	財務諸表論の計算の学習方法	No.１第１回	No.１第１回

1　税理士試験と財務諸表論

1　財務諸表論とは

皆さんにとっては、「財務諸表論」（これを省略して「財表（ザイヒョウ）」と呼ぶことがある。）という言葉よりも「会計学」という言葉の方がなじみがあるのではないだろうか。この「会計学」は、実は特定の学問をさすのではなく、①簿記論、②財務諸表論、③原価計算論、④監査論という独立した４つの学問を総称した言葉なのである。したがって、皆さんがこれからチャレンジする「財務諸表論」は、会計学という学問領域の一分野ということになる。

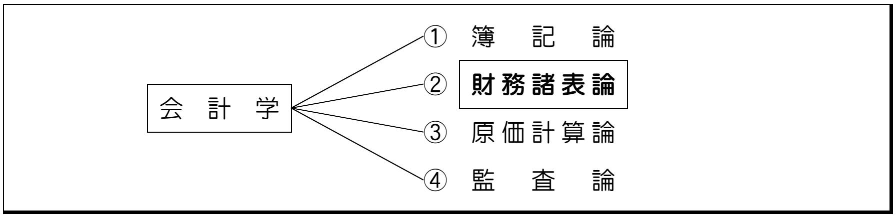

この財務諸表論という学問は、企業を取り巻く各種の利害関係者（主として投資者や債権者）に対して企業の経営活動の内容を報告するために、企業活動における各種の取引を記録にとどめ、定期的にこれを取りまとめて財務諸表（貸借対照表や損益計算書等）が作成されるまでの各段階における考え方を研究し、そこから一定の約束事を創りあげることをねらいとする学問である。

2　税理士試験での出題形式

税理士試験における財務諸表論の問題は、上述の「財務諸表作成までの各段階における考え方」を問う「理論問題」と、実際の「財務諸表の作成方法」を問う「計算問題」から構成されている。なお、「理論問題」の出題者は学者（大学教授等）２名となっており、論述形式等により出題される。また、「計算問題」の出題者は実務家（税理士や公認会計士）２名となっており、現実の企業を想定した財務諸表の作成を中心とした問題が出題されている。

形　式	配　点	出題内容	出　題　形　式	出　題　者
第一問	25点	会計理論	論述形式等	学　者
第二問	25点			
第三問	50点	制度会計	財務諸表の作成	実務家
合　計	100点			

㈱　税理士試験要綱によれば、合格基準は満点の60パーセントとされている。

2　財務諸表論の学習内容

1　理論の学習内容

理論の出題は「会計理論」を中心に行われる。しかし、「会計理論」はあくまでも理想であり、現実の法規制に基づく会計（「制度会計」という）との間にはギャップが生じている場合もある。よって、このギャップを学ぶことも理論における大切な論点となる。したがって、理論の学習では「会計理論」を中心に、一部「会計法規」（企業が財務諸表を作成する際に従わなければならない一定の法律や規則）の内容も学習していくこととなる。また、「会計理論」と「制度会計」の折衷的性格をもつものとして「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」があり、代表的なものとして、企業会計原則や金融商品に関する会計基準がある。これらの規定内容を理解することも理論における大切な学習内容となる。

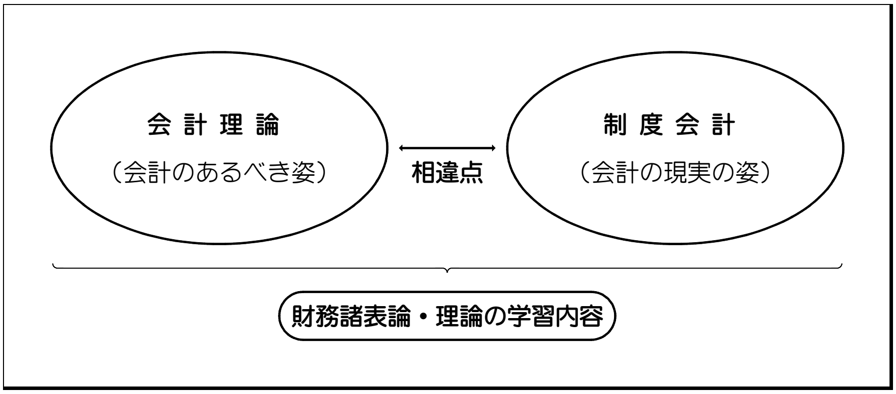

2 計算の学習内容

計算の出題は「財務諸表の作成」を中心に行われる。企業が財務諸表を作成する際には従わなければならない一定の法律や規則があり、計算においては、その財務諸表の作成手続に関する法律や規則（会計法規）の学習が中心となる。

とくに税理士試験においては「会社法」および「会社計算規則」の規定に準拠した財務諸表の作成問題を中心に出題される。よって、計算の学習においては「会社法」および「会社計算規則」といった法律や規則に定める種々の約束事をマスターしていくことが重要となる。

ただし、「会社法」および「会社計算規則」は財務諸表の作成に関する約束事のすべてを規定しているわけではない。「会社法」では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定しており、また、「会社計算規則」では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定している。

したがって、株式会社の会計に関しては、「会社法」および「会社計算規則」に規定があるものもないものも含めて、すべて「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従う必要がある。また、「会社計算規則」は、株式会社の計算に関して、概括的に規定されており、また、その事象についても一定の幅をもたせてその選択適用を認めている。この「会社計算規則」の具体的適用に関しても形式的に適用するのではなく、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従って、実質的に適用していく必要がある。

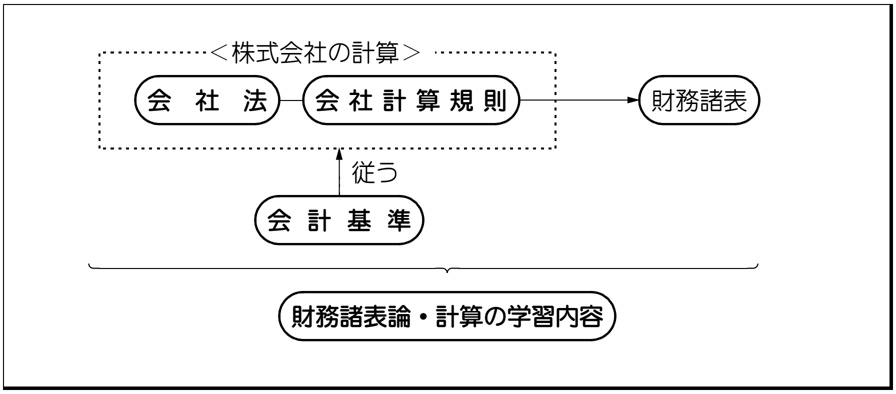

❸ 財務諸表論と会計法規等

これまでのところで、財務諸表論は「会計法規等」と結びつけた学習が必要となるということが理解できたと思う。そこで、具体的に必要となる会計法規等を示しておく。

会計法規・会計基準の名称	略称
企業会計原則	**企原**
企業会計原則注解	**企原注解**
企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書	**連続意見書**
会社法	―
会社計算規則	**計規**
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	**財務諸表等規則** または**財規**
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項	**財規ガイドライン** または**財ガイ**
外貨建取引等会計処理基準・同注解	**外貨基準**
研究開発費等に係る会計基準	**研究開発基準**
税効果会計に係る会計基準	**税効果基準**
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	**連結キャッシュ基準**
退職給付に係る会計基準	**退職給付基準**
固定資産の減損に係る会計基準	**減損基準**
自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	**自己株基準**
１株当たり当期純利益に関する会計基準	**1株当たり純利益基準**
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	**純資産表示基準**
株主資本等変動計算書に関する会計基準	**変動計算書基準**
事業分離等に関する会計基準	**事業分離基準**
ストック・オプション等に関する会計基準	**ストック・オプション基準**
棚卸資産の評価に関する会計基準	**棚卸資産基準**
金融商品に関する会計基準	**金融基準**
四半期財務諸表に関する会計基準	**四半期財務諸表基準**
リース取引に関する会計基準	**リース基準**
工事契約に関する会計基準	**工事契約基準**
持分法に関する会計基準	**持分法基準**
セグメント情報等の開示に関する会計基準	**セグメント基準**
賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	**賃貸等不動産基準**
資産除去債務に関する会計基準	**資産除去債務基準**
企業結合に関する会計基準	**企業結合基準**
連結財務諸表に関する会計基準	**連結基準**
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	**会計上の変更基準**
包括利益の表示に関する会計基準	**包括利益表示基準**
財務会計の概念フレームワーク	**概念フレームワーク**

３　財務諸表論の計算の学習方法

■　計算の学習方法

前述の通り、財務諸表論の計算問題は、財務諸表の作表問題、具体的には貸借対照表や損益計算書を作成する総合問題を中心として出題され、その他注記事項の記載、会計規定の空所補充問題などの種々の個別問題が出題されます。

このような計算問題を攻略するために、どのように学習を進めていけばよいのか。ここでは、財務諸表論の計算の学習方法を紹介します。

⑴　論点ごとの処理を正確に身に付ける！

計算問題を解くためには、各論点ごとの処理方法を正確に身に付け、素早く仕訳が切れるようにならなければいけません。このためには、基本テキストの内容をしっかりと確認し、該当するトレーニングの問題を繰り返し解くようにしましょう。

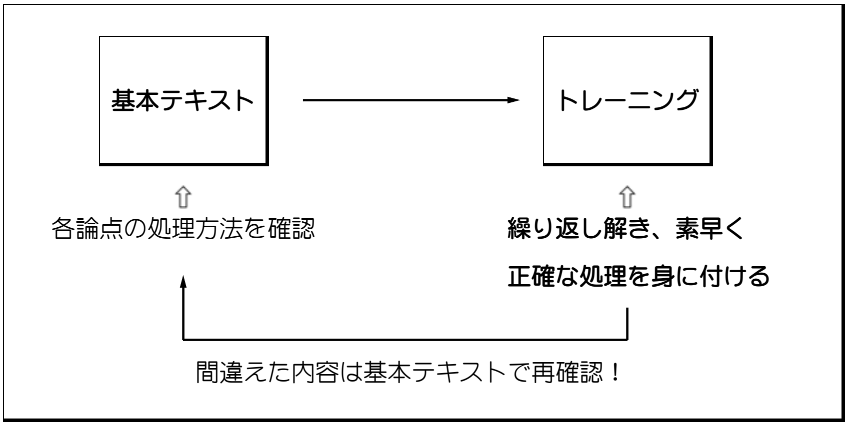

トレーニングは、各回の講義内容に該当する個別問題を収録したものです。収録されている問題を反復して解き、素早く、正確な処理が出来るようにしましょう。

なお、間違った内容は基本テキストに戻り、正確な処理を再確認するようにしてください。

また、勉強時間に余裕がある方や更なるレベルアップを図りたい方は、市販教材の「個別計算問題集」をお勧めします。「個別計算問題集」を利用することにより、応用力を身に付けていくことができます。

⑵　財務諸表への表示方法および表示科目をおぼえる！

財務諸表論の計算問題で作成する貸借対照表や損益計算書は、株主総会などに提出される正式な財務諸表となります。正式な財務諸表の作成には一定のルールがあり、そのルールに従った表示を行わなければなりません。

各論点ごとの処理方法をおぼえたら、次にその表示方法を身に付けるようにしましょう。

①　正確な処理方法をおぼえたら…

↓

②　**財務諸表への表示方法を身に付ける！**

（区分表示の方法、金額欄の使い方など一定のルールを押さえる）

また、正式な貸借対照表や損益計算書を作成するにあたっては、表示科目を用いて解答しなければなりません。よって、貸借対照表や損益計算書に記載される表示科目を確実に身に付けることも重要になります。

なお、勘定科目とは、仕訳や勘定記入の際に用いられる科目であり、表示科目とは、貸借対照表や損益計算書に記載する際に用いられる科目をいいます。

【Ｅｘ】　売掛金の決済にあたり小切手500を受け入れ、ただちに当座預金とした。

①　仕　訳

（借）　当座預金　　500　　（貸）　売 掛 金　　500

②　貸借対照表への表示

B/S

現金及び預金　500	

← **表示科目を用いて解答！**

財務諸表への表示方法や表示科目を身に付けるためにも、⑴で紹介したトレーニングを繰り返し解き、その方法を正確に身に付けるようにしてください。

(3) 注記事項をおぼえる！

注記事項とは、貸借対照表や損益計算書に記載されている科目や金額について、詳細な情報を提供するために、文章で補足説明を行うものです。

財務諸表論の計算問題では、貸借対照表や損益計算書の作成に関連して、注記事項の記載も要求されます。この注記事項も正確に身に付けるようにしましょう。

なお、注記事項には①重要な会計方針に係る事項に関する注記、②貸借対照表等に関する注記など、種々のグループがあります。注記事項をおぼえるにあたっては、どの注記事項が何のグループに属するのか、各グループごとに記載する注記事項をおぼえるように心掛けてください。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

① 有価証券の評価基準および評価方法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

⋮

【貸借対照表等に関する注記】

① 資産が担保に供されている場合

② 親会社株式の各表示区分別の金額

⋮

グループごとに分けて、各注記事項をおぼえる！

⇩

注記事項の学習にあたっては「注記文例集」を有効活用！

また、注記事項の学習には、システムカードに収録されている「注記文例集」を有効活用しましょう。「注記文例集」には、各注記事項における記載内容、実際に書く文章の例示が示されています。「注記文例集」に繰り返し目を通し、正確に身に付けるようにしましょう。

(4) 総合問題を定期的に解く！

財務諸表論の計算問題の中心は総合問題です。総合問題を攻略するためには、各論点の正確な処理に加え、金額を集計する力、すなわち「集計力」が必要になります。この「集計力」を養うためには、定期的、反復的に総合問題を解くことが重要になります。授業で配布される実力テストや補助問題を繰り返して解き、「集計力」を養うように心掛けてください。

なお、総合問題の解き方については、各講師の説明やトレーニングの解答編に収録されている「B/S計算表の作成手順」および「P/L計算表の作成手順」を参考にしてください。

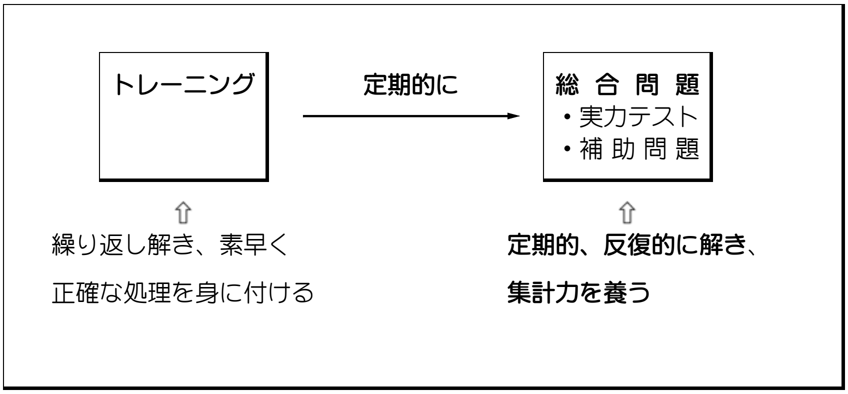

また、総合問題の練習にあたっては、市販教材の「総合計算問題集」を利用するのも良いでしょう。数多くの総合問題を解くことにより、集計力を養うと同時に総合問題の出題パターンにも慣れるようにしましょう。

＜メ　　モ＞

テーマ１　計算書類等

理論：重要度　ー
計算：重要度 ★★

財表計算の中心は、「会社法」および「会社計算規則」の規定に準拠した計算書類等の作成にある。ここでは、「会社法」および「会社計算規則」に規定する計算書類等の体系および各書類の概要について学習していく。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　習　内　容	レギュラーコース	完結・速修コース
１－１	計算書類等の概要	No.１第１回	No.１第１回
１－２	個別注記表の概要	No.１第３回	No.１第２回

１-１　計算書類等の概要

1　計算書類等

計算書類等については、会社法で「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定している。ここで、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」とは、会社計算規則において、「株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」とされている。

したがって、計算書類等の体系は以下のようになる。

<計算書類等の体系>

<table>
<tr><td rowspan="4">計算書類</td><td>貸借対照表</td></tr>
<tr><td>損益計算書</td></tr>
<tr><td>株主資本等変動計算書</td></tr>
<tr><td>個別注記表</td></tr>
<tr><td colspan="2">計算書類に係る附属明細書</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業報告に係る附属明細書</td></tr>
</table>

2　各計算書類等の概要

名　　称	概　　要
貸借対照表	会社の財産に関する状況を示す書類
損益計算書	会社の損益に関する状況を示す書類
株主資本等変動計算書	貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額とその変動事由を示す書類
個別注記表	計算書類の数値や項目に関する補足的な財務情報を示す書類
事業報告	会社の計算以外の会社の状況に関する重要な事項等を示す書類
附属明細書	上記書類に関する期中増減、期末内訳等を示す書類

❸　金額の表示単位

会社計算規則では、計算書類およびその附属明細書に係る事項の金額は、一円単位、千円単位または百万円単位のいずれかによることとされている。

なお、受験上は、千円単位での作成が通常になると考えられる。

また、千円未満または百万円未満の端数処理については、切捨てや切上げ、または、四捨五入等の処理が行われる。受験上は作成単位並びに端数処理の方法が明示されるため、その指示に従い作成することとなる。

＜メ　　モ＞

テーマ２　計算規則B/Sの概要

理論：重要度　―
計算：重要度 ★★★

「会社法」および「会社計算規則」の規定に準拠した計算書類等のうち、ここでは、貸借対照表のフォーム、各区分ごとの表示科目を学習していく。

このテーマの学習内容

テーマ番号	学　　習　　内　　容	レギュラーコース	完結・速修コース
２－１	計算規則B/Sのフォーム	No.１第１回	No.１第１回
２－２	資産の部の表示科目	No.１第２回	No.１第１回
２－３	負債の部の表示科目	No.１第２回	No.１第１回
２－４	純資産の部の表示科目	No.１第２回	No.１第１回
２－５	経過勘定項目	No.１第３回	No.１第２回

2-1　計算規則B/Sのフォーム

1　会社計算規則に準拠した貸借対照表

貸借対照表

A株式会社　　××年×月×日　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ 流動資産	(65,200)	**Ⅰ 流動負債**	(41,300)
現金及び預金	6,000	支払手形	13,500
受取手形	23,000	買掛金	16,700
売掛金	22,000	短期借入金	5,400
有価証券	1,500	未払金	5,700
商品	10,000	**Ⅱ 固定負債**	(14,700)
短期貸付金	2,500	長期借入金	1,200
前払費用	200	退職給付引当金	13,500
Ⅱ 固定資産	(89,800)	負債の部合計	56,000
1有形固定資産	(70,600)	**純資産の部**	
建物	27,000	**Ⅰ 株主資本**	(100,500)
備品	5,600	**1資本金**	50,000
土地	38,000	**2資本剰余金**	(20,000)
2無形固定資産	(　800)	**(1)資本準備金**	15,000
商標権	200	**(2)その他資本剰余金**	5,000
特許権	600	**3利益剰余金**	(30,500)
3投資その他の資産	(18,400)	**(1)利益準備金**	5,000
投資有価証券	7,300	**(2)その他利益剰余金**	(25,500)
関係会社株式	3,500	新築積立金	5,500
長期貸付金	4,600	繰越利益剰余金	20,000
長期預金	3,000		
Ⅲ 繰延資産	(1,500)		
開発費	1,500	純資産の部合計	100,500
資産の部合計	156,500	負債及び純資産の部合計	156,500

❷ タイトル等の記載

まず、タイトル（貸借対照表）を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**決算日の日付**、③**単位**の３つをそれぞれ記載する。

❸ 区分名の記載

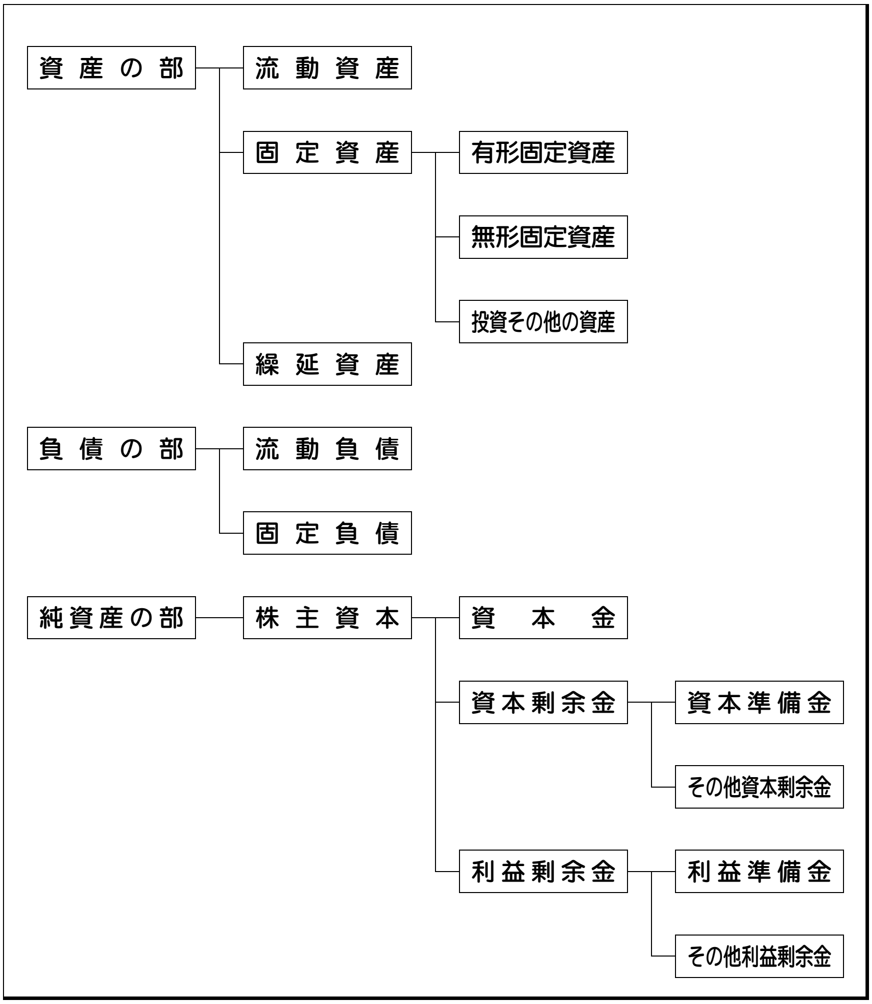

区分名の記載に当たっては次の点に注意すること。

⑴　**資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金**の４つについては、区分名であると同時に科目名でもあると解されている。

⑵　区分名の前に番号を付すことについては特に決まりはないが、慣行として資産の部、負債の部、純資産の部には番号を付さず、流動資産、固定資産などさらに細分化した区分にはローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、…）を付し、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産などさらに細分化した区分には算用数字（１、２、…）を付し、資本準備金、その他資本剰余金などさらに細分化した区分にはカッコ数字（⑴、⑵、…）を付すのが一般的である。

4　各区分の合計額の記載

各区分につき合計額を記載する。

⑴　資産の部、負債の部、純資産の部の合計額は、各区分の末尾に別に１行を設けて**「○○の部合計」**として記載する。また、負債の部と純資産の部の両者の合計額も**「負債及び純資産の部合計」**として記載する。

⑵　さらに細分化した各区分の合計額は、各区分名の横の金額欄に**カッコ書**で記載するのが慣行である。ただし、**資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金**の４つについては、それが科目名でもあることから金額欄にカッコは付さない。

5　その他の事項

⑴　B/Sのフォームには**勘定式**と**報告式**の２つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、**勘定式**によるのが慣行である。

⑵　各区分に記載する科目の名称および配列順序については、ある程度の約束事や慣行があるが、これらについては次のテーマでとり上げるので、今はとりあえず出てきた科目名とその表示区分を覚えておけばよい。

➡トレーニング 問題 *1*

参　考　勘定科目と表示科目の関係

勘定科目とは、**仕訳や勘定記入の際に用いられる科目**であり、表示科目とは、**貸借対照表や損益計算書に記載する際に用いられる科目**である。

財務諸表論の計算問題においては、外部報告用の貸借対照表や損益計算書を作成することとなるため、勘定科目ではなく**表示科目を用いて解答**することとなる。よって、貸借対照表や損益計算書に記載される表示科目を確実にマスターすることが重要となる。

勘定科目と表示科目の関係には、次の２つのパターンがある。

(1)　勘定科目であり、かつ、表示科目でもあるもの

（例）	《勘　定　科　目》		《表　示　科　目》
	受　取　手　形	──→	**受　取　手　形**
	買　　掛　　金	──→	**買　　掛　　金**

(2)　勘定科目と表示科目が異なるもの

（例）	《勘　定　科　目》		《表　示　科　目》
	当　座　預　金	──→	**現金及び預金**
	手 形 借 入 金	──→	**短 期 借 入 金**

特に、(2)の場合は問題の資料に与えられている**勘定科目を表示科目に替えて貸借対照表や損益計算書に記載**することとなる。

なお、貸借対照表や損益計算書に記載される表示科目については次のテーマから順次学習していく。

2-2　資産の部の表示科目

貸借対照表の資産の部の表示科目およびその配列方法をマスターしよう。

1　資産の部の典型的な表示科目

流動資産	固定資産	繰延資産
現金及び預金	(1) **有形固定資産**	株式交付費
受取手形	建物	社債発行費
売掛金	車両	創立費
有価証券	備品	開業費
商品	土地	開発費
貯蔵品	建設仮勘定	
前渡金	(2) **無形固定資産**	
未収金	特許権	
立替金	借地権	
短期貸付金	商標権	
短期固定資産売却受取手形	(3) **投資その他の資産**	
	投資有価証券	
	関係会社株式	
	長期預金	
	長期未収金	
	長期貸付金	
	長期固定資産売却受取手形	

2 流動資産の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

現金及び預金……現金および短期性の預金

受取手形……営業取引により受取った手形

売掛金……営業取引から生じた未収額

有価証券……短期で保有する株式や債券などの証券

商品……商業を営む企業が販売する目的で所有する購入物品

貯蔵品……消耗品などの期末未使用額

前渡金……商品などの購入のための前渡額

未収金……営業取引以外の取引から生じた未収額のうち短期性のもの

立替金……取引先等に生じた一時的な立替額

短期貸付金……貸付金のうち短期性のもの

短期固定資産売却受取手形……固定資産の売却（営業取引以外の取引）により受取った手形のうち短期性のもの

(2) 表示科目の配列順序

流動資産の区分の表示科目の配列は、おおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**現金及び預金から商品まで**の配列順序を覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

3 固定資産の典型的な表示科目

(1) 有形固定資産の典型的な表示科目

建　　物……事務所、店舗、倉庫などの営業用の建物

車　　両……トラック、乗用車などの営業用の自動車

備　　品……机、椅子、パソコンなどの営業用の備品

土　　地……事務所、店舗、倉庫の敷地などの営業用の土地

建設仮勘定……建設（製造）中の有形固定資産に係る代金の前渡額など

(2) 無形固定資産の典型的な表示科目

特　許　権……発明の独占的利用権

借　地　権……他人の所有する土地を利用するための地上権および賃借権

商　標　権……登録した商品の商標についての独占的利用権

(3) 投資その他の資産の典型的な表示科目

投資有価証券……長期で保有する株式や債券などの証券

関係会社株式……当社の子会社、親会社などの株式

長期預金……預金のうち長期性のもの

長期未収金……未収金のうち長期性のもの

長期貸付金……貸付金のうち長期性のもの

長期固定資産売却受取手形……固定資産の売却（営業取引以外の取引）により受取った手形のうち長期性のもの

(4) 表示科目の配列順序

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は次のように考えておけばよい。

① 有形固定資産については、**建設仮勘定を最後に、その上に土地を表示**することを覚えておけばよい。それ以外はこだわる必要はない。

② 無形固定資産については、こだわる必要はない。

③ 投資その他の資産については、**投資有価証券と関係会社株式を先に表示**することを覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

4 資産の流動・固定分類

貸借対照表上の資産の科目は正常営業循環基準や1年基準などを適用して流動・固定分類がなされている。

(1) 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、**企業の正常な営業循環過程**（例えば、商企業なら現金から始まり、現金→たな卸資産→営業債権→現金と再び現金に環流する過程）**を構成する資産および負債は、すべて流動資産・流動負債**とする基準をいう。

現金	→	たな卸資産	→	営業債権	→	現金
⇩	仕入	⇩	販売	⇩	回収	⇩
現金及び預金		商品		受取手形		現金及び預金
		支払手形		売掛金		
		買掛金		前受金		
		前渡金				

すべて流動資産・流動負債

(2) 1年基準

1年基準とは、**貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものを流動資産・流動負債とし、1年を超えて期限が到来するものを固定資産・固定負債**とする基準をいう。

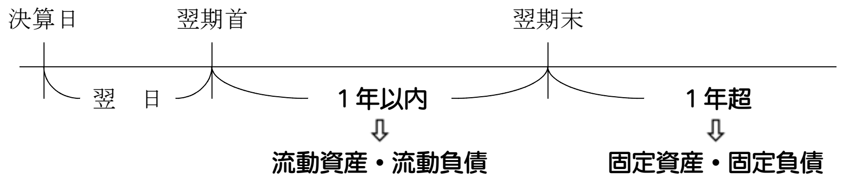

※　1年基準は、**正常営業循環基準が適用されなかったものに適用**される。

なお、**1年基準により流動資産と固定資産・投資その他の資産に分類表示される項目**には以下のようなものがある。

項　目	表示区分	表示科目
預金	流動資産	**現金及び預金**
	投資その他の資産	**長期預金**
未収金	流動資産	**未収金**
	投資その他の資産	**長期未収金**
貸付金	流動資産	**短期貸付金**
	投資その他の資産	**長期貸付金**
固定資産売却受取手形	流動資産	**短期固定資産売却受取手形**
	投資その他の資産	**長期固定資産売却受取手形**

5 繰延資産の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

株式交付費……新株の発行などの株式の交付のために必要な費用の繰延額

社債発行費……社債の発行のために必要な費用の繰延額

創　立　費……会社設立に必要な費用の繰延額

開　業　費……会社設立後、営業開始するまでに必要な費用の繰延額

開　発　費……資源の開発、市場の開拓などの費用の繰延額

(2) 表示科目の配列順序

繰延資産の配列については、こだわる必要はない。

２-３　負債の部の表示科目

貸借対照表の負債の部の表示科目およびその配列方法をマスターしよう。

1 負債の部の典型的な表示科目

流動負債	固定負債
支払手形	社債
買掛金	長期借入金
短期借入金	退職給付引当金
未払金	長期未払金
未払法人税等	長期預り金
前受金	長期固定資産購入支払手形
預り金	
賞与引当金	
短期固定資産購入支払手形	

2 流動負債の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

支払手形……営業取引（商品の仕入など）により振出した手形

買掛金……営業取引から生じた未払額

短期借入金……借入金のうち短期性のもの

未払金……営業取引以外の取引から生じた未払額のうち短期性のもの

未払法人税等……法人税、住民税および事業税の期末未納額

前受金……商品などの販売代金の前受額

預り金……従業員等からの一時的な預り金のうち短期性のもの

賞与引当金……翌期に支払う従業員の賞与に関する引当金

短期固定資産購入支払手形…固定資産の購入（営業取引以外の取引）により振出した手形のうち短期性のもの

(2) 表示科目の配列

表示科目の配列はおおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**支払手形から未払法人税等まで**のところを覚えておけばよい。それ以下についてはあまりこだわる必要はない。

3 固定負債の典型的な表示科目

(1) 典型的な表示科目

社　　　債　……長期の資金調達のために発行する証券

長期借入金　……借入金のうち長期性のもの

退職給付引当金　……将来、従業員に支払う退職給付に関する引当金

長期未払金　……未払金のうち長期性のもの

長期預り金　……預り金のうち長期性のもの

長期固定資産購入支払手形　…固定資産の購入（営業取引以外の取引）により振出した手形のうち長期性のもの

(2) 表示科目の配列

表示科目の配列はおおむね上記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**社債と長期借入金を先に表示**することを覚えておけばよい。それ以下についてはあまりこだわる必要はない。

4 負債の流動・固定分類

資産と同様に、貸借対照表上の負債の科目は正常営業循環基準や１年基準などを適用して流動・固定分類がなされている。

なお、**１年基準により流動負債と固定負債に分類表示される項目**には以下のようなものがある。

項　　目	表示区分	表　示　科　目
借　入　金	流動負債	**短期借入金**
	固定負債	**長期借入金**
未　払　金	流動負債	**未払金**
	固定負債	**長期未払金**
預　り　金	流動負債	**預り金**
	固定負債	**長期預り金**
固定資産購入支払手形	流動負債	**短期固定資産購入支払手形**
	固定負債	**長期固定資産購入支払手形**

研　究　仮払金・仮受金の表示

仮払金は資産、仮受金は負債としての性質を持つ科目である。しかし、これらはあくまで期中の取引において便宜的に用いられた仮の科目であるため、期末において財務諸表を作成するにあたっては、**該当する正しい科目**に振り替えて、財務諸表に記載しなければならない。

ただし、期末においてその内容が不明の場合もある。そのような場合には仮払金及び仮受金の残高をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示することが想定される。

2-4　純資産の部の表示科目

純資産の部の表示科目およびその配列方法をマスターしよう。

1 純資産の部の表示

純資産の部の表示はすでにみているが、会社計算規則において、その表示が厳密に規定されているため、もう一度確認してみよう。

純 資 産 の 部	
Ⅰ 株 主 資 本	(×××)
1 資 本 金	×××
2 資 本 剰 余 金	(×××)
(1) 資 本 準 備 金	×××
(2) その他資本剰余金	×××
3 利 益 剰 余 金	(×××)
(1) 利 益 準 備 金	×××
(2) その他利益剰余金	(×××)
○ ○ 積 立 金	×××
繰越利益剰余金	×××

2 資本剰余金の区分

(1) 資本準備金

科目の内容については後日学習する。

(2) その他資本剰余金

その他資本剰余金の内容は、資本金および資本準備金の取崩によって生ずる剰余金並びに自己株式処分差益であるが、詳細は後日学習する。

3 利益剰余金の区分

(1) 利益準備金

科目の内容については後日学習する。

(2) その他利益剰余金

任　意　積　立　金	その他利益剰余金のうち、主に特定の目的のために株主総会等の決議により積み立てられたもの
繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち、任意積立金以外のもの

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会または取締役会の決議に基づき設定される項目については、**その内容を示す科目**をもって表示し、それ以外については**繰越利益剰余金**として表示する。

その他利益剰余金の典型的な表示科目は以下のとおりである。

新　築　積　立　金 ……固定資産の新築に伴う支出に備えた積立金

役員退職慰労積立金 ……役員の退職金に伴う支出に備えた積立金

別　途　積　立　金 ……特定の目的のない積立金

繰越利益剰余金 ……その他利益剰余金のうち、任意積立金以外のもの

その他利益剰余金の配列順序はとくにない。ただし、**繰越利益剰余金は最後**に、**別途積立金をその上**に表示するのが慣行であることから、これだけは覚えておくこと。

➡トレーニング 問題２、３